

## 輸出貨物の製造用原料品に係る関税払戻し（減額・控除）申請書

（T - 1520）

「**払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額**」欄には、毎会計年度の各四半期（1 カ月ごとに払戻しを受ける旨の申請をするものにあつては 1 カ月。以下同じ）内に輸出された（減額又は控除を受けようとする場合にあつては、輸出申告をした。以下同じ。）貨物の製造に使用された原料品に係る関税について払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額を記載する。この場合において、払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を記載する。

なお、払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額は、輸入許可書の「税額合計」欄又は「輸入原料品納税済証明書」（原料品が大量に輸入され、その一部が使用された製品の製造及び輸出が小口に分割して行われるような場合に、輸入許可書の分割のため、輸入許可税関（特例申告貨物にあつては、特例申告書を提出した税関。以下同じ。）から発給を受けたもの）の「税額」欄に記載された関税の額を限度とする。

「**払戻し（減額・控除）を受けようとする関税額の算出根拠**」欄には、払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額を算出した算式を記載する（例えば、輸入原料品が砂糖 1,227 kg の場合、「 $1,227 \text{ kg} \times \text{¥}41.50 / \text{kg}$ 」）。

「**輸出貨物**」欄には、毎会計年度の各四半期（又は 1 カ月）内に輸出された払戻し（減額・控除）の対象となる輸出貨物の品名、個数及び数量を記載する。

なお、数量は通常取引において使用する数量の単位による数量を記載してよいが、なるべく輸出申告書に記載された単位による数量をカッコ書する。

「**輸出貨物の製造に使用した輸入原料品**」欄には、毎会計年度の各四半期（又は 1 カ月）内に輸出された輸出貨物の製造に使用した原料品のうち関税の払戻し（減額・控除）を受けようとする原料品に係る品名、数量、輸入許可の年月日及び輸入申告の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号をカッコ書で併記する。）を、また、輸入許可税関から輸入原料品納税済証明書の発給を受けたものである場合は、その証明書の発給年月日及び番号を記載する。この場合の数量の単位は、その原料品の輸入許可書等に記載されている数量の単位による。